

## 第6章 計画の推進と進行管理

### 第1節 生活排水処理の基本方針

本市における生活排水処理の基本方針を以下に示す。

#### 1. 公共下水道事業等の集合処理の推進

今後も継続的な整備を行い生活排水処理の対象範囲の伸延を図っていくとともに、整備済み区域での接続を促進し、更なる生活排水処理の向上を図っていく。

また、土地区画整備事業を行うにあたっては、下水道整備も併せて行い効率的な普及を進めていく。

#### 2. 合併処理浄化槽の設置準備

##### 1) 合併処理浄化槽の設置推進

集合処理施設の認可区域以外の区域においては、合併処理浄化槽の設置整備を積極的に推進し、汚水処理人口普及率の向上を図る。

浄化槽設置に対する費用補助を行っている本市事業の実施を継続事業として行い、合併処理浄化槽の設置を推進する。

また、併せて単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換についても推進する。

##### 2) 浄化槽の適正管理

適切な維持管理がなされていない浄化槽による水質汚濁を防止するため、浄化槽の維持管理は浄化槽管理者（浄化槽の設置者＝家主、事業主）の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務づけられていることを周知・徹底し、浄化槽管理者等に対し適正な保守点検・清掃の実施、法定検査の受検等の重要性を理解・浸透させていく。

#### 3. 生活雑排水処理の推進

生活雑排水が未処理で公共用水域に放流される単独処理浄化槽設置世帯、汲取し尿世帯については、公共下水道や農・漁業集落排水施設等の処理区域内であれば、それらの集合処理施設への早期接続を促すとともに、それ以外の区域であれば、合併処理浄化槽の設置等により、生活雑排水の適正処理を推進する。

#### 4. し尿・汚泥処理

搬入量の減少が予測され、処理能力的にも十分余裕があることから、令和5年度以降石巻圏域から排出されるし尿、浄化槽汚泥等の処理を東部衛生センターの1施設に統合し、適正処理に努めていく。

5. 生活排水を処理する区域

生活排水を処理する区域は本市の全域とする。

## 第2節 生活排水処理の処理計画

### 1. 処理の目標

本市における目標年次における生活排水の処理の目標を表 6-2-1 に、生活排水の処理形態別人口の内訳を表 6-2-2 に示す。

将来的には、図 6-2-1 に示すように、令和5年度以降、本市から発生するすべての生活排水を東部衛生センターにおいて処理することを目標とし、市街地等の人口密集地については公共下水道及び農・漁業集落排水施設を中心とした集合処理施設による整備を行い、その他の地域では、合併処理浄化槽による整備を進めていき、本計画の目標年次である令和7年には、汚水処理人口普及率 90.5%を達成することを目標とする。

表 6-2-1 生活排水の処理の目標

	現況（令和元年度）	目標年次（令和7年度）
汚水処理人口普及率（%）	73.0%	90.5%

表 6-2-2 生活排水の処理形態別人口の目標

（単位：人）

	令和元年度	令和7年度
1. 計画処理区域内人口	141,887	136,188
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	103,643	123,201
(1) コミュニティ・プラント人口	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口	14,004	17,009
(3) 下水道人口	85,443	102,255
(4) 農・漁業集落排水人口	4,196	3,937
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	13,350	4,094
4. 非水洗化人口	24,894	8,893
(1) 汲取りし尿人口	24,894	8,893
(2) 自家処理人口	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0

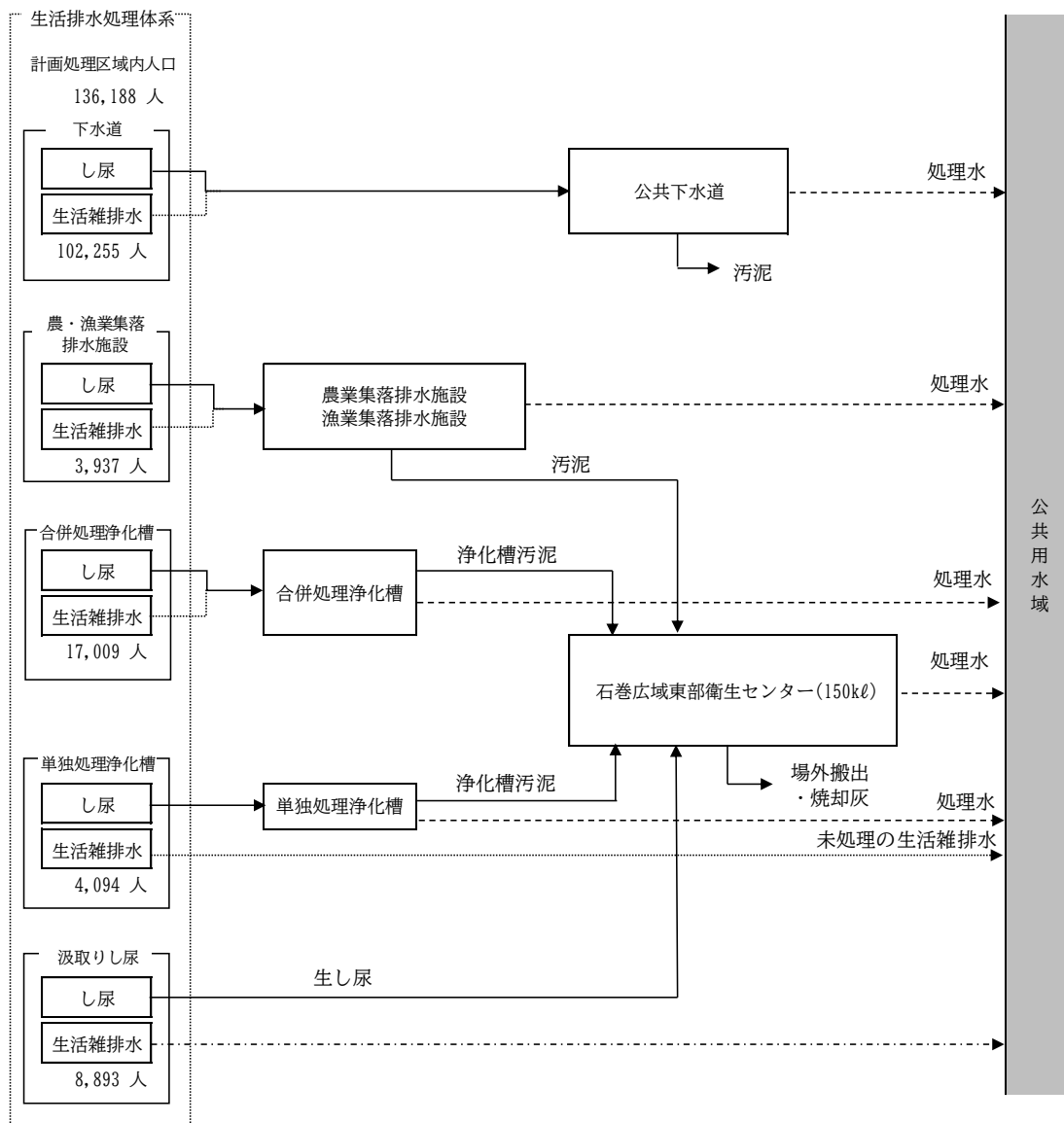


図 6-2-1 生活排水処理体系の将来目標

## 2. 生活排水を処理する施設及び区域等

本市において公共下水道、農・漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽を整備していく計画および区域について、以下に示すとおりとする。

### 1) 公共下水道

市内に流域関連公共下水道2処理区、単独公共下水道3処理区が供用されている。今後は事業認可区域の拡大及び実施済み区域内での接続を進め、汚水処理人口普及率の増加を図っていく。また、既存施設の適正な維持管理に努めていく。

### 2) 農・漁業集落排水施設

現在農業集落排水処理施設7地区、漁業集落排水処理施設が1地区整備されている。今後は実施済み区域内での接続を進め、既存施設の適正な維持管理に努めていく。

### 3) コミュニティ・プラント

コミュニティ・プラントの整備計画は、現時点ではない。

### 4) 合併処理浄化槽

公共下水道及び農・漁業集落排水施設の処理区域以外の区域において、合併処理浄化槽の普及を進めると同時に、設置補助事業を継続する。また、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換も推進していく。

## 第3節 し尿・汚泥の処理計画

### 1. 排出抑制・再資源化計画

#### 1) 排出抑制・再資源化に関する目標及び方法

現在、し尿処理施設では専用の資源化設備を有していないが、一部資源化している脱水汚泥については、今後も需要があれば石巻広域と継続・拡大について協議していく。

### 2. 収集運搬計画

#### 1) 収集運搬に関する目標

生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥については、迅速かつ衛生的に収集運搬を行うことはもとより、し尿処理施設への搬入状況を勘案し、より一層の収集体制の効率化・円滑化を図り、計画的な収集運搬を行うことを目標とする。

#### 2) 収集区域の範囲

収集区域の範囲は本市の全域とする。

#### 3) 収集運搬の方法

し尿、浄化槽汚泥及び農・漁業集落排水施設汚泥の収集運搬機材は、バキューム車によるものとする。

##### (1) 収集運搬の区分

収集運搬の区分は次のとおりとする。

- ・し尿
- ・浄化槽汚泥
- ・農・漁業集落排水施設汚泥

##### (2) 収集運搬の実施主体

収集運搬の実施主体は、許可業者によるものとする。

##### (3) 収集運搬機材

し尿、浄化槽汚泥及び農・漁業集落排水施設汚泥の収集運搬機材は、バキューム車によるものとする。

##### (4) 収集方法

し尿、浄化槽汚泥及び農・漁業集落排水施設汚泥の収集は、許可業者への直接申し込みにより収集する。

(5) 収集対象運搬し尿及び浄化槽汚泥

計画収集区域内から発生するし尿、浄化槽汚泥及び農・漁業集落排水施設汚泥の全量とする。

3. 中間処理計画

1) 中間処理に関する目標

生活圏から発生するし尿、浄化槽汚泥及び農・漁業集落排水施設汚泥の量、質を把握し、石巻広域の中間処理施設（し尿処理施設）にて適切に処理することを目標とする。

2) 中間処理方法及び処理量

(1) 中間処理の方法

中間処理の方法としては、従来どおり、し尿、浄化槽汚泥及び農・漁業集落排水施設汚泥を石巻広域のし尿処理施設で処理を行う。

(2) 中間処理量

中間処理施設での処理量は、原則として計画収集区域である本市の全域から発生するし尿、浄化槽汚泥及び農・漁業集落排水施設汚泥の全量とする。

なお、将来の処理量については先述した図 5-2-1 に示すとおりに推計されており、減少が予測されることから、事業主体の石巻広域と、施設の状況や処理能力について情報を共有し、関係自治体と調整を図りながら処理を行っていく。

3) 中間処理施設

「石巻地区広域行政事務組合し尿処理施設整備統合方針(令和元年11月)」において、現状の処理体制を見直し、石巻圏域から排出されるし尿、浄化槽汚泥等の処理を1施設に統合する等、令和5年度の統合に向けた基本方針が示されており、関係自治体と連携し、調整を図っていく。

4. 最終処分の方法

1) 最終処分に関する目標

し尿処理施設に係る最終処分は、受入貯留工程及び汚泥処理工程から発生するし渣及び汚泥が該当する。最終処分については、適正に処理することを目標とする。

2) 最終処分の方法

施設から発生するし渣、汚泥の処分については、現行どおり石巻広域のし尿処理施設にて焼却処分とし、石巻市一般廃棄物最終処分場への搬出とする。

## 第4節 計画達成のための施策

### 1. 処理施設整備に係る執行体制等



生活排水の処理計画を円滑に実施するためには、本市における課題や経済性及び施設整備の緊急性等を考慮して、施策を進めていく必要がある。なお、生活排水処理に係わる施設には、下記に示すものがある。

- ・公共下水道
- ・農・漁業集落排水施設
- ・合併処理浄化槽
- ・し尿処理施設

これらは事業実施主体が異なる場合もあることから、本計画を実施する上では、計画処理区域における各事業の現況と今後の動向について関係機関との十分な調整を図り、施策を進めていくこととする。

### 2. 市民に対する広報・啓発活動

生活排水の処理を適正かつ迅速に進めていくための課題として、市民の生活排水の適正処理に対する意識を広報・啓発活動等により向上させる必要がある。なお、広報・啓発活動については、事業主体の各部署が相互に連携し、推進していくものとする。

#### 1) 広報・啓発内容



##### (1) 公共下水道等の集合処理施設への早期接続

公共下水道及び農・漁業集落排水施設の整備区域内の住宅については、早期の接続を促し、水洗化率の向上を図る。

##### (2) 単独処理浄化槽の合併浄化槽への転換

平成12年度の浄化槽法の改正により、浄化槽の新規設置においては、合併処理浄化槽の設置が義務づけられたが、本市では既に設置されている浄化槽のうち、48.8%が単独処理浄化槽となっている。

また、令和2年4月1日にも浄化槽法の一部改正が施行され、「単独処理浄化槽の転換」と「浄化槽の管理の向上」を同時に実現することが必要とされている。単独処理浄化槽が設置されている家庭については、浄化槽の老朽化による故障等が懸念されるため、合併処理浄化槽に設置替えをするように指導していく。



(3) 浄化槽の適正な維持管理

適切な維持管理がなされていない浄化槽は、処理能力の低下が懸念され、十分に処理されていない排水が公共用水域に排出され水質汚濁の要因となる。浄化槽の維持管理は浄化槽管理者（浄化槽の設置者＝家主、事業主）の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務づけられているため、浄化槽管理者等に対し、適正な保守点検・清掃の実施、法定検査の受検等の重要性を理解・浸透させていく。

2) 広報・啓発の方法



河川水質のモニタリングの情報を公表し、市民の生活排水処理対策への理解を深め、意識の向上を図る。

3. SDGs による位置付け

前項までの重点施策の SDGs による位置付けを表 6-4-1 に示す。

表 6-4-1 生活排水処理基本計画の重点施策の SDGs による位置付け

生活排水処理基本計画				
1. 係処理施設整備等に	2. 市民に対する広報・啓発活動			
	1) 広報啓発内容			2) 広報・啓発の方法
	① 早期集合公共下水道接続施設等への	② 転換単独浄化槽への	③ 浄化槽の適正な維持管理	
	6	6	6	6
	11	11	11	11
	12	12	12	
	14	14	14	14
	17	17	17	17